

## 保險學說の發展とその階級性

——ブルデヲア保險學批判——

小林 北一郎

保險の本質は、如何に理解され批判されて來たか。そして批判され理解されてゐるか。

歴史的にかそれとも超歴史的にか。形而上學的にか或は辯證法的にか。

保險そのものは飛躍しやうとしてゐる。保險學も飛躍しなければならぬ。と云ふ意味は。

一、

保險の本質に就いては、從來多くの學者により、種々に分析され様々の學說が残されてゐる。私は今それ等の諸學說を單に年代順に羅列するのではなしに、それ等を一つの發展過程として理解してみたいと思ふのである。先人の残した學說が、單にその學者の欠點としてのみ把握されるのでなく、保險制度の本質への全き理解

への順次的接近として、考へて見度いのである。と同時にそれ等の學説は、保險の本質への順次的接近であるにはあつたのだが、從來の保險學者の殆んどすべてが、意識的に無意識的にか、ブルジョア階級の見地に立脚してゐた爲めに、遂に歴史的範疇としての保險の本質を暴露することが出来なかつたことを述べてみやうと思ふ。

保險制度の本質を如何に把握するかと云ふことは、保險制度自體の發展分化によつて規定されてゐる許りでなく、當時の與へられた社會事情とも無關係ではあり得ない。更に社會的條件と保險制度の發展分化とが又相互的關聯の中に存在してゐる。

與へられた客觀的條件は人間意識に反映して來る。それは人間的實踐を通して、新しい保險の誕生となり發展となる。そして今度は再びそれが人間意識に入り込み新しい保險學説を生ましめるのだと思ふ。客觀的條件——人間意識——實踐としての新保險の成立——新學説の成立これが保險制度發展の實相でありそして又保險學説發展の過程である。

## 二、損害説の發展と批判

### (1) 損害填補説 Schadensdeckungstheorie

一八〇八年 Samuel Marshall(マーシヤル)が、一八五七年 E. A. Masius(マシウス)がそれぞれ英國、獨逸に於

いて唱導したのであつた。保險學說の發端とも見らるべきものと思ふ。では此の説は、保險の本質を如何に理解したか。小島博士の引用を借りれば “Insurance is a contract whereby one party, in consideration of a stipulated sum, undertakes to indemnify the other, against certain perils or risks to which he is exposed, or against the happening of some event.” (Marshall) (註1)。“Unter Versicherung versteht man den Vertrag, welchen zwei Parteien schliessen, wodurch die eine eine gewisse, irgend welchen Gegenstand treffen könnende Gefahr gegen eine Kaufsumme oder ein Versprechen übernimmt, während im Falle des Eintrittes derselben von den anderen Schadenersatz geleistet wird.” (Masius) (註二)と云ふのである。即ち保險の本質は損害填補契約たるにあると斷するのである。今日現實の保險の本質的概念としては、斯の如き説は全く不完全なものであることは明かである。保險の本質は決して契約ではない。契約は保險本質の個別的部分的表現形態たるに過ぎない。では損害填補説は全くのナンセンスであつたか。そうではない。保險制度は當時先づ何よりも先に契約關係としての現象形態をとつた。個々の契約の綜合として保險團體は觀念され保險制度は理解される。保險制度が科學的研究の對象としてとり上げられた第一の段階に於いては、斯の如き現象形態に力點を置いたのは當然であつた。保險を契約なりと觀念せる此の説は、斯の如き段階に於ける必然的產物であつた。だから、小島博士が「マーシャル・マシウスの時代には、未だ強制保險の制度なく、保險は主として契約關係によりて行はれたのであるから、保險は孰れも私法關係のものであつて、公法關係の保險なるものはなかつた。従つて當時の彼等が保險と保險契約とを混同したのは、強いて深く

之を咎むるに及ぶまい」(註三)と云はれたのは全く正當である。

保險の本質的概念として損害をもち出す考へ方は、それ自體決して間違つてゐるのではなかつた。貨幣經濟漸く一般化し、營利經濟が支配的となるに及び、偶發的災厄による經濟的影響は損害に相違なく、現代的保險の出發點もその物質的根據も正しくそれに置かれたことは疑ない、少くも保險の主要形態はそれで説明が出来たのであつた。だから此の點から保險を説明したのは全く正當だつたと思ふ。勿論損害の概念からでは、生命保險のあらゆる場合を説明し得ないことは私も之を認める。然し生命保險の發達分化の程度未だ低かつた當時の段階では又止むを得ないことではなかつたか。人間認識は一度に對象の總ての特徴を暴露することは出来ない。對象自體の發展と従つて人間認識の發展の低度の段階では、損害填補説は必然的であつたのだ。

註一 保險本質論初版一一四—一一五頁

註二 保險本質論初版一一六—一一七頁

註三 保險本質論初版一一八頁

## (2) 損害分擔説 Schadensverteilungstheorie.

一八九一年に獨逸の經濟學者 Adolf Wagner (ワグナー) が主張し初めた説である。即ち曰く “Versicherung” im wirtschaftlichen Sinne ist diejenige wirtschaftliche Einrichtung, welche die nachteiligen Folgen (zukünftiger) einzelner für den Betroffenen zufälliger, daher auch im einzelnen Falle ihres Eintretens unvorhergesehener Ereignisse für das

Vermögen einer Person dadurch beseitigt oder wenigstens vermindert, dass sie dieselben auf eine Reihe von Fällen verteilt, in denen die gleiche Gefahr droht, aber nicht wirklich eintritt. (註)

保險制度自體の普及と發展、並びにそれが觀察の繰り返しは、保險は單に契約當事者二人切りの關係丈ではないことが理解されて來た。ワグナーの損害分擔説は斯の如き認識の段階を代表するものである。即ち彼は、保險は損害を多數の場合に分割することによつて之を填補する所の經濟上の制度であると云ふ風に理解したのであつた。

註 保險本質論二二二—二三頁

(3) 危險轉嫁説 *Gefahrstheorie*

此の説は一八九七年獨逸の經濟學者 Eugen von Philippovich (フィリップキッチ)の提唱した處のものである。然し之は結局に於いて前述の損害分擔説と何等選ぶ處がない。只損害と云ふ言葉の代りに、「損害を被るの可能」又は「損害を被るの虞れ」と云ふ意味をもつものとしての危險なる文字を使用したに止るのである。だから私は損害分擔説から危險轉嫁説までに一つの發展があつたものとは認めないのである。

(4) 人格保險説

一九一〇年 Josef Kohler (コーラー)と云ふ人が此の説を唱へ出して來た。私は此の説を非常な興味を以てみる。先づコーラーは如何なることを主張したか。

『人保險の保險たるは、それが人事上の事件によりて惹き起されたる財産上の損失に對して填補を與ふるが爲めのみではない。寧ろかゝる事件によりて近親を喪ひ、從つて生存の刺戟も生計の安固もなくなり、此世に在るも緊張なく激勵なく慰安なきに立ち至りたる際に、この保險が之に對する填補をも併せ與ふるからである。故に若し生命保險を以て、單に人の死亡に因る財産上の損失を填補するに止まるものと見做さば、それは唯物主義者的謬見であらう。人格の力は財産の獲得以上に出づるものである。この部分も亦何等かの方法によりて填補せらるることを要する。されば保險なるものは、運命が奪ひ去りたる如何なるものの一部をも填補すべき力あるべきである。……故に人或は生命保險と災害保險とを、非損害保險といひ、その他のものを損害保險といひて兩者の區別をなすけれども、正確に言へば、生命保險と災害保險とは人格保險であつて、然るが故にこれらの保險は財産價格に拘束せらるるものではないのであると見るべきであらう。』(註)

此の説は我が小島博士によつて嘲笑的に批判し去られてゐる。博士の名批評に接せんとする人は保險本質論、保險學要論等を直接参照せられることを望む。然しここで私は博士とは異なる方面から此の説を考察してみたいと思ふのである。

コーラーが此の説を唱へ初めたのは、前記のやうに一九一〇年であつた。一九一〇年と云へば、一八九一年には、後述するヴィヴァンテの技術説が、尙一八九七年にはゴビーの需要説が共に伊太利に於いて既に提唱されて相當の年月を経過してゐるのである。然もその一九一〇年にはフブカの經濟生活確保説が現はれてゐるの

である。是等の事實は一體如何なることを意味するのであろうか。生命保險の發達分化普及につれて、從來の損害説は、實在の保險制度の本質を表現するものとしては不完全なものに轉化され終つてゐたことを意味するのだと思ふ。損害説は批判された。そして止揚されなければならなくなつてきた。コーラーは斯くの如き條件に直面した。そして先づ損害説を救ふ爲めには、生命保險制度さへも損害の觀念に貫徹されてゐることを改めて力調しなければならなかつた。彼はそれを極めて大膽にやつてのけた。彼の方法は、事實そのものを忠實に認識するのではなくて、事實を彼の頭腦で深刻に面白く解釋<sup>◎</sup>することであつた。保險學説は彼にあつては宗教であつて科學ではなかつたのである。だから私は、コーラーの人格保險説そのものは、損害説没落の一步手前であると思ふのである。一步手前とは。

私は改めて生命保險否認説に移らなければならない。

註 保險本質論一七〇—一七一頁

(5) 生命保險否認説 *Vernichtungstheorie*

此の説は、損害の觀念の妥當せざる所謂生命保險は、保險でないと論斷し去つたのである。私はこれを損害説の終局であるとする。

生命保險の發達分化の客觀的事實に驚き、然しその事實をそのまま受取ることを欲しなかつたコーラーは、觀念的に凡ゆることを損害の觀念で押し通した。そのとき程損害説が、端的に自己の無能を暴露したことはな

かつたのだ。損害説をそれでも救はんとせば、方法は一つしかない。その方法とは、損害の觀念で押し通せない事實があつたらそれを觀念的に否定して了ふことである。生命保險否認説を主張した學者等はそのことを見事にやつてのけたのだつた。客體は精神から派生したものである。事實が意識内容となるのではなくて、意識が事實を生むのである。この哲理によつた保險學者達によつて、もの見事に損害説はその生命を失つて了つた。

『或る人がヘーゲルに、君の理論は事實と一致しないと云つた時、彼はそれに考へて言つた。„事實の方が悪いのだ“と。自然の深刻な注意深い研究の代りに、自然を考慮する代りに、彼等は驕慢にも自然に命令し、自然を支配しようとした。彼等は自然の學の代りに、自然哲學を組み立てたが、この自然哲學は公平に見て自然空想と呼び得るものであつた。それはその創始者たちの考案で一杯詰まつてゐるからである。』(註)

是は、ソヴェート同盟の軍政大學教授ツイヤンスキーが、十九世紀の自然科學者等に下した言葉であるけれど、私はそれをそつくりそのまま生命保險否認論者達に呈することが出来るものと思ふのである。

註 ツイヤンスキー著廣島定吉、直井武夫共譯、辯證法的唯物論五六八頁―五六九頁

### 三、非損害説の發展

現代的保險發展の第一段階に於いては、損害説も一應保險制度の本質的説明としての合理性をもつことが出



來た。然しその後の保險發達分化は、損害説から漸次その合理性を奪つて行つた。斯くの如き客觀的事情は、損害説に抗する幾つもの新學説を生ましめたのである。然しそれに伴つて損害説が斷末魔の狂態を演じたことは、人間認識發展史が如何に鬭争に充満してゐるものであるかの一端を示してゐるものであらう。

(1) 技術的特徴説 Technikstheorie

伊太利の商法學者 Cesare Vivante (チェザーレ・ヴィヴァンテ) が、一八九一年に提唱した説である。——

Jenen Vertrag, durch den eine Unternehmung sich zur Zahlung einer bestimmten Summe beim Eintritt eines zufälligen Ereignisses verpflichtet gegen eine Prämie, die nach der Wahrscheinlichkeit des Eintritts jenes Ereignisses berechnet ist. (註)

即ち彼は、保險者が得る保險料の總和と其支拂ふ保險金の總和に大數による價值の均等があらねばならぬ點に保險の特徴がある、斯の如き方法による企業を保險だと考へたものである。保險制度の存在理由は保險制度の本質を理解せんとする者の總てが是非に明確に把握しなければならぬ點である。而してそれは從來の損害説論者が既に企てた處のものであつた。一八九一年と云へば、獨逸では、ワグナーが損害分擔説を發表した年である。然し保險制度の本質は單にその目的にのみあるのではなく、その目的を達成する爲めの獨特の構成原理の中にもあるのである。損害説はその點を見失つてゐた。その意味で損害説は、保險制度の一面的理解であつたと言はなければならぬ。その見失はれた一面をとり上げたヴィヴァンテの技術説は、確に認識の發展であつた。然しそのヴィヴァンテは今度は保險制度の目的を彼の保險本質論から追へ出して了つた。そして他の

一面の理解に止つてゐたのである。統一的なものを切り離して理解した損害説論者も技術説の創設者も形而上學者であつた。保険制度に於ける技術的特徴は、目的的特徴と不可分な統一をなしてゐるものと私はみる。資本主義社會に於いて存在する保険の目的なるものは、必然的に一定の構成を要求する。人間が主觀的に勝手に案出した方法でその目的が達せられる譯のものではない。方法も、それによつて達せられる目的も何れも資本主義社會の根本的構成理に規定されてゐるのである。

註 保険本質論一八八頁

## (2) 需要説 Bedarfsheorie

一八九一年技術説が現はれて保険制度に特徴的な構成原理を明瞭にした。然し保険の目的に關する統一的説明は未だ發見されずにゐる。一八九七年になつて初めて損害の觀念から完全に脱却した統一説が提唱されたのである。それが即ちここに擧げた需要説なのである。

此の説を初めて明瞭な形で主張したのは伊太利ミラノ大學教授 *Dijsses Gobbi* (ゴビー) である。然しこれより遙か以前一八六三年即ち、マシウスが損害填補説を主張した一八五七年より遅ること僅か六年にして既に *Wilhelm Lazarus* (ラツアルス) なる人が生命保険は損害の觀念で説明し得る場合もあるが、それだけでは不充分な他の場合もあると認め更に *Wirtschaftliche Bedürfnisse* なる觀念をその中に求めたのであつた。ゴビーは恐らく此のラツアルスの説明に啓發さるる處があつたに違ないと思ふのであるが、斯くの如く考ふるときは此

の需要説の歴史も相當長いものと云はなければならぬ。處でゴビーは果して保險を如何に理解したか。――

Die Versicherung bezweckt bei geringsten Kosten und bei genügender Sicherheit das erforderliche Kapital zur Verfügung zu stellen (zur Befriedigung eines eventuellen Bedürfnisses) im Falle des Ereignisses eintritt, welches das Bedürfnis selbst hervorruft. (註一)

此のゴビーの考察はその後幾つかの修正説を生み一九一三年マーネスによつて大成されたのである。爾來需要説は損害説に代つて勢力をもつやうになつた。日本に於いても有力なる保險學者にして此の説を信奉してゐるものが誠に多いのである。然し此の需要説が又しても生命保險の説明に當り欠陥を云云さるるに至つたのである。生存保險に於いて被保險者が一定の年齢に達したからと云つて直ちに必ず財産上の入用を生ずるものと云へるのであらうか。之がその批判であつた。處が斯の如き批判に對して、三浦博士は次のやうに反對されてゐる。

『……固ヨリ何人モ一定ノ年齢ニ達セハ需要生スルモノナリト前提セサルコト、何人モ死亡セハ需要生スト前提スルモノニ非サルト同理ナリ。只保險ニ於テハカクノ如キ場合ニ需要ヲ感スル者集マルトイフ義ナリ。需要ノ有無ハ前提トシテ論ズルノ要ナシ。苟クモ需要アラハ契約スヘク、ナケレハ契約スル必要ナキナリ。然ラハ需要ナキニ契約ヲナシタラハ如何トノ質問アランモ契約ノ存在ハ需要ノ存在ヲ立證シ且ツ需要カ適法ナラザル場合ハ契約ハ成立セス……』(註二)

之は如何にも見事な獨斷論ではないであらうか。契約の存在は需要の存在を立證すると論斷されてゐるが、それこそが此の場合の問題ではなかつたのか。契約の存在が立證するのは、契約への需要であつて、保險事故が需要を生ずる爲めにその契約を需要したのだと言ふことを直ちに立證してゐるものではない。

註一 保險本質論二〇〇頁

註二 三浦博士保險法論八七一八八頁及六八頁

### (3) 經濟生活確保説 *Wirtschaftliche Schutztheorie*

一九一〇年ウキン大學教授 Joseph Hupka (フブカ) の創説である。三浦博士は此の説も亦需要説であると言はれてゐるけれども、(註一) 所謂需要説とは根本的に相異なる特徴をもつてゐるのである。その特徴とは。先づフブカの言ふ處をみやう。

『従前の學説に於ける主要なる誤謬は保險の目的要素に關する研究に於て初めより常に保險事件の結果にのみ着眼し且つ保險と保險事件の結果との間に一つの目的上の關聯が存在するや否やと云ふ問題にのみ執着して居つたことにある。かくの如き關係が事實固有的に存在し且つ本質的に結び付いてゐる保險は單に保險のうちの一部の種類のものに過ぎないといふことがわかつて見れば遂に必然的に保險に關し單一なる直接目的を認むることを非難することとならねばならぬ筈である。』(註二) かく從來の損害説需要説等に非難をあびせかけ更に言ふ。

「之に反し保險が事實上行はるることとなる所の目的についての卒直なる觀察は總ての保險には或個人が不知なる未來の變化に對して經濟上安固なる地位にあらんとする考慮といふものがその根底をなすものなることを教へる。」(註二)

斯くして彼の保險契約の定義は、「保險契約とは當事者の一方が未來の欲望を確實に充足せんとするの目的を以て一定の事件又は時點に對し相手方より給付を受くることを約する有償契約であつてその給付の支拂範圍または反對給付との關係は保險契約者または第三者の財産若くは人身に關する不確定なる事情によりて定まるものである。」(註四)

右の中に含まれてゐる保險制度の本質の分析は、保險學說の研究を以て有名である小島博士の悉く賛同してゐられる處のものである。日本に於いては小島博士以外餘り此の説をとる學者はないのであるが私は少くも需要説に比し一步を進めたものであると認めてゐる。何故かと言へば、保險と保險事件の結果との間に一つの目的上の關聯が存在する保險のみではないとの認識が一層正確に事實に合適するからである。

註一 三浦博士保險法論六五―六六頁

註二 保險本質論二四一頁

註三 同二四三頁

註四 同二五二―二五三頁

(4) 所得構造説 Einkommensbildungstheorie.

損害説倒れ技術説需要説又その欠陥を暴露し一九一〇年經濟生活確保説がフプカによつて提唱され保險本質論は一説一説と合理的になつて來た。既に倒壞した説でも保險本質の理解に對し何事をもなさなかつたのではなかつたことは既述せる處から明かであらうと思ふ。然るに一九一五年に至り Friedrich Hülsen (フュルゼ) が更に所得構成説なるものを唱へ出したのである。即ち「經濟上の意義に於て保險と言ふは經濟の不安なるに基因する所の貯蓄の不經濟的性質を除却せんが爲めこの不安を利用して貯蓄の負擔を同様の不安の下にある多數の經濟に分割する方法をとる仕組である」とし更に保險の眞意義は財産を保護するといふことにあるのではなく實は所得の保全にあるのだと結論したのである。(註一) 此の説は非常に不評判であつて日本に於いても之に従ふ學者は一人もないやうである。

私も此の説はむしろ退歩であると思ふ。所得構成と云ふが如き概念を以てしては、傷害保險疾病保險を説明し得ないこと誠に三浦博士の批評の通りである。(註二) 殊に不思議なるは、フプカが分離した保險事故と保險目的とを又結合してゐる點である。斯くの如き結合は發達分化せる保險の現實を正確に反映するものでないことはフプカに依つて充分に論證されてあつたのであるに。その傾向は保險發展の第一段階に於ける現實に立脚したものであつた。

註一 保險本質論二二三頁

保險學說の發展とその階級性

註二 保險法論六九頁

(5) 統一不能説 Alternative-Definitionstheorie

損害説非損害説に共通な點がある。それは何れも總べての保險形態を統一的に説明せんとしてゐることである。然るに今述べんとする説はその統一的説明の可能を否定するのであつて一九〇八年 V. Ehrenberg (エーレンベルク) の提唱に係る。即ち生命保險と損害保險とはその性質が全く異なるのであるから統一的解説は至難であると言ふので損害賠償と約定金額の支拂なる二通りの説明方法をとつたのである。然し之こそ誠に奇妙な考へ方と云はなければならぬ。損害保險と生命保險とはその性質が全く異なるから統一的説明は不可能だと言ふのだが、等しく保險であると認める以上共通な或る物がそこに存在することを豫定してゐるのではない。何故それを發見しないのであるか。損害の賠償とか、約定金額の支拂とかの概念を固執することが共通物の發見を妨げたのであつた。特殊性の認識は勿論肝要であるが、共通性、普遍性を無視することは理論の拋棄である。特殊性は普遍性を内包してゐる。

四 損害説の再生

最近に至り米國のヒューブナー教授は、新しい損害説を提唱した。古い損害説を倒したのは、生命保險制度であつた。従つて新しい此の損害説は此の生命保險制度の説明に新工夫を凝らしたものである。即ち人間は生

命價值をもつてゐる。而してその生命價值と云ふのは、人間の内部に具有する經濟的精力の金錢的價值であり、その内容は品性、人格、健康、經驗、訓練、熟達、勤勉、判斷力、創造力、經濟的心像の實現力等の金錢的價值である。而して此の人間の生命價值は金錢的評價をなし得るものである。尙人間の生命價值と云ふものは、減少性、消滅性を有し生命價值の減價と言ふことがあつて即ち老衰又は自然の消滅によつて生命價值が減少し死亡又は突然の破滅に因り生命價值が消滅する。更に又、人間の生命は、六十歳乃至七十歳になれば、活動力が消滅するものであるから、之に就いては、減價統制の原則が適用せらるべきであると言ふのがその概要である。早速日本でもその賛同者が現はれる。即ち法學博士寺田四郎氏がそれである。

然し假に今四〇歳滿期の生存保險をとつて見るとそこに如何なる損害が発生したと考ふるのであるか。人間四〇歳と言へば少くも男子に於いてはこれからと言ふ處である。肉體的勞働者は別として活動力が減滅したものと考へられない。品性、人格、經驗、訓練、熟達、判斷力等はむしろ向上してゐるのではないであらうか。俸給なども若い就職當時に比して遙かに増大してゐないであらうか。寺田博士が、「私共は人間の生命價值と云ふものは評價し得るものでありまして又實際に於て評價を爲して居るのであります」(註)と云はれるのは生存保險の説明に當つては誠に無理を生ずるのではあるまいか。

註 保險學說と人間生命價值



## 五 日本に於ける保險學者の保險本質論

マーシャルの損害填補説の現はれたのは一八〇八年だから、當時の日本は徳川末期文化年間家齊將軍の時代であつた。現代的保險制度そのものが當時未だ日本の現實には存在してゐなかつたのであつてみれば當時保險學說などがあり得やうがなかつた。一八九一年ワグナー、ヴィヴァンテによつてそれぞれ獨逸伊太利で損害分擔説、技術説が提唱されたのであつたが當時の日本は現代的保險を輸入して未だ漸く十ヶ年餘經過したのみであり保險本質論を試みるまでには至つてゐなかつた。その後西歐では一八九七年需要説がゴビーによつて發端を切られ、フィリップポヴィッチは危險分擔説を説き、一九一〇年には人格保險説、經濟生活確保説、一九一五年には所得構造説が現はれる等保險の認識は次第に深まつて來た。日本に於いてもその頃は相當程度の保險の發達を見たに係らず、如何したことであらう一つの保險學說も、此の國からは創生しなかつた。今日に於いてもその通りである。日本の保險學者は只西歐の保險學者の主張に賛同するに止つてゐる。Aの説は駄目であるが、Bの説は正しい。Bの説は誤りであつて正しいのはAの説である。何故かと言へば。……只々これにつきてゐる。保險本質論の研究で有名な小島博士も、歐米に存しないより正しい認識としての本質論を提起されたが故の有名ではなくて、歐米の保險學說の詳密なる紹介批判をなされ、最後にフパカの經濟生活確保説に同意せられた點で有名なのである。博士の此の仕事は、日本に於いては勿論劃期的なものと認められなければ

ならないものではあるが、保険本質論發展史の上には、何物をもつけ加へることがなく、實はフブカ一人があればそれでいいのであつた。日本には遂に最初の技術説、最初の需要説の一つもが存在しなかつた。存するは只第二第三のそれ等許りである。一人のフブカ一人のゴビーが出現しないものであらうか。

## 六 結語。 保険本質論の階級的性質

以上極めて簡單にはあるが、保険本質に關する學說の發展史を辿つてみた。そこには保険の本質的特徴への漸次的接近はあつた。然し未だ本質的特徴で説明されてゐないものが残されてはゐないであらうか。私はそれがあると思ふのである。結論として今それが如何なるものであるか、そして何故それが今日まで保険學者によつて見失はれてゐたか、に就いて考察してみやうと思ふ。

保険制度は價值干係の存在を前提とするとの認識は從來の保険本質論に於いてもなされてゐた。フブカが經濟生活不安の存在が保険の根底であると論じたのも、ゴビー、マーネス等が需要の發生をもち出したのも、小島博士が交換原則の存在が保険制度の物質的根底であるとみたのも、言葉こそ違つてゐるが、みな價值干係の支配的である資本主義的經濟組織の現實的作用の認識に立脚したものであることは疑がない。然し問題はその資本主義的經濟組織そのものの理解の仕方である。保険學說に資本主義への理解が何の干係があるのかなどと疑つてはいけない。それこそが現代的保険の生母であり根底であるのだから。若し保険學者が、資本主義制度

を超歴史的な範疇と前提して（意識的にか無意識的にかは此の場合問題ではない。）保險本質論を試むるとせば、彼は必然的に保險制度を超歴史的範疇として把握する外ないであらう。

科學の階級性と云ふ問題が強く論議されたことがあつた。私は保險學にも階級性が即ち、プロレタリア保險學とブルジョア保險學とがあるのではないかと思ふ。何故か。

一體科學の階級性、即ちプロレタリア科學とブルジョア科學とを區別する基準は何であるか。マルクスは言つた。「經濟學なるものは、それがブルジョア的である限り、即ち資本制度を以て社會的生產が歴史的に通過する所の發達段階となさず、寧ろ反對に、社會的生產の絶對的にして終局的なる形態となしてゐる限り、單に階級闘争が潜伏状態に止つてゐるか、又は僅かに此處彼處に現はれてゐるに止まる間のみ、一の科學となつて居れるに過ぎぬのである。」（註一）

保險制度が今日の資本主義經濟組織と關聯してゐることを否定する保險學者はないであらう。然しその資本主義經濟組織を人間社會が歴史的に通過する發展段階とし、従つて保險制度を以て、人間の相互扶助の歴史的形態に過ぎぬことを明確に主張した保險學者があつたであらうか。少くも私がここで辿つて來た保險本質論史の中にはなかつたのである。私はそのやうな保險學をこそブルジョア保險學と云つていいのだと思ふ。斯の如き保險學は、資本家社會の歴史性が問題とならなかつた間丈け『科學となつて居れるに過ぎぬ』のである。

損害を分擔する制度であるとか、人格保險の制度であるとか、需要充足を目的とする制度であるとか等々主張

する丈けでは、その制度が人間相互扶助の歴史的形態に過ぎないと言ふ特徴の認識を包含することにはならない。損害は如何なる社會にも存在するのだし、所謂人格も、人間需要もその通りである。従つてその損害を補償し人格を保険し需要を充足する制度があつてもそれを何時でも保険制度と看做し今日のそれと同一視する譯にはゆかない。フプカは經濟的不安の存在を認識したからこそ經濟生活確保と云ふ概念を構成したのであるけれど、その經濟生活の不安そのものの歴史性にまで突き込んでゆかなかつた。自然歴史的具體としての保険制度の本質を把握することが出来なかつたのである。

マルクスは從來の經濟學者の資本の説明を嘲笑し、ニグローの奴隸とは何だ？ 黑色人種に屬する人間だ。經濟學者の説明はこの説明ぐらゐの値打である。と云つたけれど之は此の場合に適用出来ないであらうか。新たなる生産に對し手段として役立つところの蓄積された勞働が資本であると云つたのでは、資本の歴史が抽象されてゐる。それでは歴史的範疇たる資本の本質は理解されないのである。「ニグローはニグローだ。ただ彼は一定の状態の下に始めて奴隸となる。」(註二) 人間生活の確保は何時でも保険であるとは限らない。一定の状態の下に始めて保険となり、その状態から切り離せば、金がそれ自身において貨幣でないやうに保険ではない。

ここで或は小島博士こそ早くよりその保険制度の歴史性なるものを論破されてゐるではないかとの抗議が出るかに思はれる。然しその小島博士の歴史性の正體は斯の如きものであることを知らなければならぬ。博士

は、保險制度の存在は交換原則によらずして物的資料の獲得使用をなし得るのであれば保險も亦存在しない、而して人類の歴史にはそのやうな時代もあつたと認められるのであるから、誠に保險の歴史性を主張してゐるかの如き感を與へる。處が博士の交換原則に立脚する社會が如何にして生れたかの理論が又珍妙なものである。或一人の力そしてその意思によつて多數人の物的資料の獲得使用を統制出来ない程社會が擴大するに及んで交換原則が現はれて來て統制者となると云ふのである。そう云ふことであれば急に社會の規模を原始時代の如く縮小するのでもなければ永久に交換原則の魔物が人間社會から離れないものやうである。果せるかな博士は、交換原則の支配によらないで物的資料を獲得使用することが可能か如何かは今日までの人類の智識では斷言出来ないと言はれる。これでは結局保險制度の歴史性を完全に認めてゐるものとは言へ得ない。何となればそのやうな考へ方は、交換原則従つて保險制度が歴史的段階に過ぎないものとの認識とは相容れないものだからである。交換原則が人間社會から消滅すべきものか如何かは今日までの人類の智識からでは結論出来ないと言はれたけれど、人類の智識から結論出来ないのではなくて、博士の智識ではそれが不可能なのでないであらうか。

では保險の歴史性への認識は如何なる實踐的意義をもつか。正しい理論こそが實踐の有効なる基礎である。理論の基礎をもたない實踐は盲目的運動でしかない。資本主義の歴史性の認識こそが社會主義を科學的な基礎に置いたものであり又階級運動に確信に満てる方向を與へたものであつた。保險制度の歴史性の認識は、その

階級運動の要求に促されたものであり、而して資本家全額負擔の社會保險制度要求への基石となるものであると私は信じてゐる。

事物を發展と消滅の中に理解する、此の方法論的基礎の欲如が今日の保險學の科學性を決定してゐる。從來の保險學者は總べて形而上學者であつたのだ。

註一 資本論第一卷第二版序文

註二 賃労働と資本岩波文庫本五十一頁